

令和4年度愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）の実施について」（令和4年4月1日付け障発 0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づいて、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員を対象に、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する経費を補助することにより、福祉・介護職員の処遇改善が実施されることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下、「県」という。）とする。

(事業内容)

第3条 県は、国の実施要綱に基づいて、令和4年2月から9月までの間に、福祉・介護職員（本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることを可能とする。）の処遇改善を実施する経費に要した費用を、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。